

5 豊監第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月24日

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 水 野 晃

定例監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 年休取得促進や時間外抑制のための取り組みの概要について（総務課）
- (2) 児童遊園の修繕費について（子ども応援課）
- (3) 農業用施設維持管理委託料について（建設課）

2 監査の実施日

令和6年1月22日（月）

3 監査の概要

上記の監査の対象について、関係法令等及び予算に基づき適切に執行されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ関係書類による検査及び関係職員からの聞き取りにより実施した。

4 監査の結果

監査を実施した結果、総務課の年休取得促進や時間外勤務抑制のための取り組みについては、年休の取得促進と時間外勤務抑制に向け、適正に行われていると認められた。

子ども応援課と建設課の事務について、次のような指摘事項が見受けられたため、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望む。

(1) 指摘事項

- ・児童遊園の修繕事業（子ども応援課）

同時期に児童遊園の遊具の修繕を随意契約により8件執行していた。前年度に行った遊具の安全点検結果から機械的に修繕を執行していた結果とのことであったが、これらの行為は事務の効率性と契約の公平性を欠く行為と捉えられかねないことから、随意契約については慎重に対応されたい。
- ・農業用施設維持管理委託料（建設課）

農業用施設と農業用水の管理を区長に委託する業務であるが、委託業務の履行状況についての報告書が未提出であり、履行確認に不備が見受けられた。業務報告書は所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで不可欠な文書である。今後は業務報告書などにより、業務の履行を確実に確認し適切な対応をされたい。